

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改正案	現行
<p>(会派)</p> <p>第五条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行つ活動を支援するものとする。</p> <p>(議員の定数及び選挙区)</p> <p>第六条の二 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。</p> <p>(議会の説明責任)</p> <p>第七条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</p> <p>(知事等との関係の基本原則)</p> <p>第八条 【略】</p> <p>2 議会は、合議制の機関としての特性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>(文書による質問)</p> <p>第十四条の二 議員は、知事等に対し文書による質問を行うことができる。</p> <p>2 前項の質問は、議長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第一項の文書による質問の手続に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(会派)</p> <p>第五条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(議会の説明責任)</p> <p>第七条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</p> <p>(知事等との関係の基本原則)</p> <p>第八条 【略】</p> <p>2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>【新設】</p>